

平成23年11月25日

奈良市議会 議会制度検討特別委員会  
委員長 土田敏朗様

奈良市議会議員 横井雄一

平成23年10月17日提出の「奈良市議会議員政治倫理条例（案）」について  
標記の件について、ご検討いただきたいので申し入れ致します。

## 記

1. 条文に盛り込んでいただきたい事項、加筆修正いただきたい事項など
  - (1) もっと市民が調査請求しやすいようにすること（第7条2項）

議員の紹介は不要と考えます。「市民の連署3人以上」としてはどうか。
  - (2) 条例に違反したときの罰則を規定すること  
地方自治法第14条の3項の条例違反者に対する罰則を規定できないか。
  - (3) 政治倫理基準に追加すること（第4条）

公共施設への入居に関する推薦行為はしてはならないこと
  - (4) 「3親等以内の親族」（第5条第1項）を削除すること  
広島高裁は、本年10月28日、府中市の「市議の2親等以内の親族が経営する企業は市との工事契約等を辞退しなければならない」とする議員政治倫理条例を、憲法で保障される経済活動の自由を制限できる合理性や必要性が認められず無効と認定した。この判決は、同条例を合憲とした一審の広島地裁の判決を覆している。  
府中市は、この判決を受け最高裁へ上告。最高裁の判断を待つ状況にある。  
よって、現時点で、「3親等以内の親族」は規定すべきではない。
  - (5) 「議員が実質的に経営に携わっている企業」（第5条第1項）を定義すること
  - (6) 職務関連犯罪についての市民への説明は、必ず行うようにすること  
よって、第10条（贈収賄罪による起訴後の説明会）第1項の「当該議員の請求により」は不要と考える。また、第2項「開催請求」は削除する。
  - (7) 職務関連犯罪について、次の内容を規定すること
    - ①職務関連犯罪による逮捕後の説明会実施について
    - ②職務関連犯罪による有罪確定後の説明会実施について
    - ③職務関連犯罪による有罪確定後の措置について
  - (8) 市税等の納付状況の公開を規定すること
  - (9) 資産状況の公開を規定すること
  - (10) 第3条の（1）に該当する条項がないので改める。
  - (11) 第3条の（5）行史→行使にする。

2. 考慮いただきたいこと

議員だけでなく、一方の選挙で選ばれた立場である市長の責務や、主権者である市民の責務を包括する「奈良市全体の政治倫理条例」を制定する必要があると考えますので、検討をお願いいたします。

以 上